

様式第10号(第6条関係)

登米市(登環)指令第22号

平成31年 4月 1日

一般廃棄物再生輸送業(再生活用業)指定証

住 所 仙台市青葉区大町2-10-14

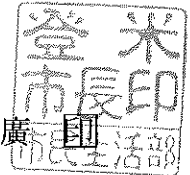
(事務所の所在地)

氏 名 株式会社 BMW

(名 称)

代表者氏名 代表取締役 齋藤 博

登米市長 熊谷 盛廣



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号(再生輸送業)及び第2条の3第2号(再生活用業)の指定を受けた者であることを証する。

1 指 定 番 号	登環指定第2号
2 事業所の所在地及び名称	登米市南方町実沢152-2 株式会社BMW 南方プラント
3 一般廃棄物の種類	伐木、伐根、竹、刈草
4 排出事業所名	申請のあった一般廃棄物の排出者
5 再生利用の方法	マルチング材や燃料チップ、堆肥原料等に再資源化
6 取引関係	申請のあった取引業者
7 指定の期間	平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
8 指 示 事 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守し、公害防止に努めること